

有効期間は、令和 7 年 8 月 1 日 ～ 令和 8 年 7 月 31 日 までです。

次に該当する方は有効期限が異なります。

- ・令和 8 年 7 月 31 日までに 75 歳になる方 ※ 75 歳からの後期高齢者医療の手続きは、誕生月の前月にご案内いたします。
- ・令和 8 年 7 月 31 日までに 70 歳になる方 ※ 70 歳到達の翌月から新たな資格情報のお知らせ、または資格確認書に切り替わります。誕生月に郵送します。
- ・国民健康保険税の納付状況により、別途役場での手続きが必要な方

こんなときは、手続きが必要です。**★社会保険等に加入したとき（国保をやめる手続き）**

- ▶ 届け出が遅れると…
- ・資格を喪失した保険証で受診すると、国保が負担した医療費は後で返金していただくことになります。
- ・国民健康保険税と社会保険等の保険料を二重払いすることになります。

★社会保険等をやめたとき（国保加入の手続き）

- ・保険税は加入の届出をした日からではなく、資格を得た日までさかのぼって納めます。
- ・保険証がない間の医療費は、やむを得ない場合を除き全額自己負担になります。

令和 6 年 12 月から**薬局・医療機関受診において、マイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行しています。**健康保険証として利用するためには、**事前に利用申込が必要**です。詳しくは同封のチラシをご覧ください。**よくあるお問合せ**

Q.「マイナ保険証」という新たな証明書が交付されるのでしょうか。	A. マイナ保険証とは、健康保険証として利用登録されたマイナンバーカードのことを指す通称であり、新たに交付されるものではありません。
Q.令和 6 年 12 月からは、マイナ保険証がないと受診はできませんか。	A.マイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書を交付します。資格確認書で従来通り医療機関の受診ができます。
Q.医療保険者がかわるとき（国保をやめる・国保加入など）手続きは必要ですか？	A.これまでと同じように、保険者への加入や喪失の手続きは必要です。
Q.マイナ保険証があれば、窓口への持参が不要となる証類はどのようなものがありますか。	A.限度額適用認定証、限度額適用・標準負担減額認定証等の持参が不要となります。
Q.マイナンバーカードがあれば、こども医療費助成受給者証も医療機関へ持参が不要になりますか。	A.自治体独自の医療費助成はこれまでどおり持参が必要です。 乳 児 移 住 高 母 など

お手続きが難しい方、対応のパソコン（※カードリーダーが必要）またはスマートフォンをお持ちでない方は、市川町役場で手続きできます。（平日は 8:30～17:15 までご予約なく受付しています。）

マイナンバーカードをつくりたい ▶ 必要なもの 本人確認書類 2 点、通知カード 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）	▶ 休日受付は、事前予約が必要です。 予約方法や詳しい日程等については、 住民環境課 戸籍係 0790-26-1011 までお問合せください。
マイナンバーカードの保険証利用や事前申込み ▶ 必要なもの マイナンバーカード、4 桁の暗証番号（マイナンバーカード申請または取得時に設定したもの）	健康福祉課①番窓口 国保医療係 0790-26-1019 住民環境課 戸籍係 0790-26-1011
マイナンバーについてのお問合せ先	マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178